

新潟市古町地区空き店舗活用事業選定委員会運営要領

(目的)

第1条 新潟市古町地区空き店舗活用事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第

19条第3項の規定により、新潟市古町地区空き店舗活用事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営に関し、必要な事項をここに定める。

(組織)

第2条 選定委員会は、委員4人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 有識者

(2) 経済関係団体職員

(3) 行政関係者

(4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任した日からその日の属する年度の3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長1名を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、必要の都度、事務局が招集する。

2 選定委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数の合意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。ただし、その者は採決には参加できない。

(選定基準)

第6条 選定委員会は、事業を選定する場合には、要綱及び「古町地区空き店舗活用事業募集要項」の選定基準に基づいて総合的に判断するものとする。

(責務)

第7条 選定委員会は、公正な審査に努めなければならない。

2 委員は、選定委員会の委員として任務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 選定委員会の事務局は、経済部商業振興課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年6月1日から施行する。